

# 四半期報告書

(第60期第3四半期)

自 2022年10月1日

至 2022年12月31日

株式会社マルタイ

福岡市西区今宿青木1042番地1

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 ..... 1
- 2 事業の内容 ..... 1

### 第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク ..... 2
- 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ..... 2
- 3 経営上の重要な契約等 ..... 2

### 第3 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 ..... 3
- (2) 新株予約権等の状況 ..... 3
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 ..... 3
- (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 ..... 3
- (5) 大株主の状況 ..... 3
- (6) 議決権の状況 ..... 4

#### 2 役員の状況 ..... 4

### 第4 経理の状況 ..... 5

#### 1 四半期財務諸表

- (1) 四半期貸借対照表 ..... 6
- (2) 四半期損益計算書 ..... 8

#### 2 その他 ..... 10

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 ..... 11

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2023年2月10日
【四半期会計期間】	第60期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）
【会社名】	株式会社マルタイ
【英訳名】	MARUTAI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川島 英広
【本店の所在の場所】	福岡市西区今宿青木1042番地1
【電話番号】	092-807-0711
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 松岡 悦雄
【最寄りの連絡場所】	福岡市西区今宿青木1042番地1
【電話番号】	092-807-0711
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 松岡 悦雄
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第3四半期累計期間	第60期 第3四半期累計期間	第59期
会計期間	自2021年4月1日 至2021年12月31日	自2022年4月1日 至2022年12月31日	自2021年4月1日 至2022年3月31日
売上高 (千円)	5,934,875	6,265,359	7,949,931
経常利益 (千円)	792,757	417,409	729,208
四半期(当期)純利益 (千円)	534,848	278,879	491,898
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	1,989,630	1,989,630	1,989,630
発行済株式総数 (千株)	1,922	1,922	1,922
純資産額 (千円)	9,078,292	9,196,975	9,021,770
総資産額 (千円)	13,055,578	12,985,914	13,186,487
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	279.91	145.95	257.43
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	50.00
自己資本比率 (%)	69.5	70.8	68.4

回次	第59期 第3四半期会計期間	第60期 第3四半期会計期間
会計期間	自2021年10月1日 至2021年12月31日	自2022年10月1日 至2022年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	111.43	59.07

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益は、持分法適用会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が流行と鎮静化を繰り返し、経済活動に大きな影響を与えてきましたが、ウイズコロナの方針に則り人流が次第に活性化し、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や歴史的な円安の進行により、エネルギー価格や原材料価格が高騰し、物価上昇が続いており、景気の先行きがますます不透明となっております。

食品業界におきましては、コロナ禍における新しい生活様式に基づく消費者需要の変化への対応が求められているなか、エネルギー価格や原材料価格の先行き不透明感、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない不安感、物価上昇に伴うお客さまの節約志向や低価格志向の高まりなど、経営環境は一層厳しさを増してきております。

このような状況の中で、当社では2022年6月の製品価格改定の影響もあり、売上高は6,265百万円（前年同四半期比5.6%増）となりましたが、損益面につきましては、原材料価格の高騰や2022年3月に完成した佐賀工場の減価償却費が増加したこと等により、営業利益は379百万円（前年同四半期比47.8%減）、経常利益は417百万円（前年同四半期比47.3%減）、四半期純利益は278百万円（前年同四半期比47.9%減）となりました。

#### (2)財政状態の状況

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ200百万円減少しました。これは主に受取手形及び売掛金が210百万円増加したものの、未収消費税等が388百万円減少したこと等によるものであります。

また、負債は、前事業年度末に比べ375百万円減少しました。これは主に長期借入金が216百万円、未払金が194百万円減少したこと等によるものであります。

#### (3)経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

#### (4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

#### (5)研究開発活動

当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、研究開発費として特に計上すべき金額はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,750,000
計	2,750,000

###### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年2月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,922,000	1,922,000	福岡証券取引所	単元株式数 100株
計	1,922,000	1,922,000	—	—

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### ①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年10月1日～ 2022年12月31日	—	1,922,000	—	1,989,630	—	1,989,711

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2022年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

### ① 【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 11,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,908,600	19,086	—
単元未満株式	普通株式 2,200	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,922,000	—	—
総株主の議決権	—	19,086	—

### ② 【自己株式等】

2022年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マルタイ	福岡市西区今宿青木1042番地1	11,200	—	11,200	0.58
計	—	11,200	—	11,200	0.58

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

#### 第4【経理の状況】

##### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

##### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2022年4月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

##### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。



1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	758,520	857,064
受取手形及び売掛金	2,443,073	2,653,891
有価証券	500,000	500,000
商品及び製品	288,669	315,974
仕掛品	64,112	49,582
原材料及び貯蔵品	80,722	101,836
その他	521,994	190,791
流動資産合計	4,657,093	4,669,142
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,656,595	3,520,476
機械及び装置（純額）	1,936,785	1,862,911
土地	1,616,618	1,616,618
建設仮勘定	148	620
その他（純額）	277,643	250,796
有形固定資産合計	7,487,791	7,251,423
無形固定資産	202,339	226,408
投資その他の資産		
投資有価証券	708,516	698,726
その他	130,746	140,213
投資その他の資産合計	839,262	838,940
固定資産合計	8,529,394	8,316,772
資産合計	13,186,487	12,985,914

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,051,435	1,123,222
1年内返済予定の長期借入金	288,000	288,000
未払金	717,542	523,012
未払法人税等	114,211	7,702
賞与引当金	86,881	44,291
その他	75,104	176,546
流動負債合計	2,333,175	2,162,776
固定負債		
長期借入金	1,544,000	1,328,000
繰延税金負債	72,030	95,125
退職給付引当金	135,896	143,965
役員退職慰労引当金	46,927	32,399
資産除去債務	7,777	7,777
その他	24,909	18,895
固定負債合計	1,831,541	1,626,163
負債合計	4,164,717	3,788,939
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,989,630	1,989,630
資本剰余金	1,989,711	1,989,711
利益剰余金	4,831,783	5,015,122
自己株式	△32,515	△32,515
株主資本合計	8,778,609	8,961,948
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	243,161	235,026
評価・換算差額等合計	243,161	235,026
純資産合計	9,021,770	9,196,975
負債純資産合計	13,186,487	12,985,914

## (2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
売上高	5,934,875	6,265,359
売上原価	3,735,049	4,327,932
売上総利益	2,199,826	1,937,427
販売費及び一般管理費	1,472,361	1,557,675
営業利益	727,464	379,751
営業外収益		
受取利息	255	99
受取配当金	13,444	15,258
その他	53,299	27,482
営業外収益合計	66,999	42,840
営業外費用		
支払利息	1,553	3,085
その他	152	2,096
営業外費用合計	1,706	5,182
経常利益	792,757	417,409
特別損失		
固定資産除却損	696	1,433
投資有価証券評価損	7,870	—
特別損失合計	8,566	1,433
税引前四半期純利益	784,190	415,976
法人税、住民税及び事業税	227,383	109,850
法人税等調整額	21,958	27,246
法人税等合計	249,341	137,097
四半期純利益	534,848	278,879

【注記事項】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用していましたが、第1四半期会計期間より定額法に変更しております。

高品質でコスト競争力のある製品を中心とした経営戦略のもと、当社の事業計画の柱である佐賀工場の本格稼働という内部環境の変化を契機として減価償却方法を再検討した結果、これまでの実績や使用状況及び将来の使用計画等から今後生産設備が長期にわたり安定的に稼働すると見込まれることから、耐用年数にわたり均等に費用配分することが当社の実態をより適切に表すと判断したことによるものであります。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、当第3四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ132,384千円増加しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
減価償却費	219,916千円	380,999千円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	114,648	60	2021年3月31日	2021年6月24日	利益剰余金

II 当第3四半期累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年12月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	95,540	50	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は食品製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は食品製造事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
売上高		
棒ラーメン	2,086,315千円	2,095,791千円
皿うどん	1,649,159	1,721,810
カップめん	1,798,920	1,989,705
袋めん	349,871	417,865
その他	50,608	40,185
顧客との契約から生じる収益	5,934,875	6,265,359
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	5,934,875	6,265,359

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり四半期純利益	279円91銭	145円95銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	534,848	278,879
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	534,848	278,879
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,910	1,910

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月10日

株式会社マルタイ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 英治

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 谷間 薫

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルタイの2022年4月1日から2023年3月31日までの第60期事業年度の第3四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2022年4月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルタイの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用していたが、第1四半期会計期間より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2023年2月10日
【会社名】	株式会社マルタイ
【英訳名】	MARUTAI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川島 英広
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福岡市西区今宿青木1042番地1
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長川島英広は、当社の第60期第3四半期（自2022年10月1日 至2022年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。